

第八回国会 法務委員会 議 録 第三号

昭和二十五年七月二十日(木曜日)
午前十一時五十七分開議

出席委員

委員長 安部 俊吾君
理事 押谷 富三君 理事 田嶋 好文君
理事 猪俣 浩三君
角田 幸吉君 牧野 寛察君
松本 弘君 眞鍋 勝君
山口 好一君 吉田 省三君
大西 正男君 田万 廣文君
梨木 作次郎君 世耕 弘一君
出席國務大臣

出席國務大臣

法務總裁 大橋 武夫君
法務意見長官 佐藤 達夫君
檢察(法務府) 村上 朝一君
民事局長 村上 朝一君
委員外の出席者

七月二十日

委員足鹿覺君辞任につき、その補欠として石井繁九君が議長の指名で委員に選任された。
専門員 村 敦三君
専門員 小 貞一君

本日の会議に付した事件

土地台帳法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)
檢察行政及びこれと関連する国内治安に関する件

○安部委員長

これより会議を開きます。
国内治安問題に關しまして、委員猪俣浩三君より發言の通告があります。

これを許します。なおこの問題に關連いたしました、總理大臣と法務總裁の出席を求めておりましたが、總理大臣はやむを得ざる都合がありまして、御出席ができませんので、その点御了承を願います。猪俣浩三君。

○猪俣委員

法務總裁に若干お尋ねをいたしましたと思うのであります。
昭和二十二年九月十六日、片山内閣總理大臣に對しまして、警察の根本觀念及びその構想、運営につきましましての詳細なる書簡が発せられておるのであります。その書簡に準拠いたされまして警察法ができたことは申すまでもないこととありますが、この昭和二十二年九月十六日のマツカーサー元帥の書簡と、過ぐる七月八日に吉田内閣總理大臣に出されましてこの警察増強に關するマツカーサーの書簡との両書簡を比較いたしましたして、警察の根本觀念について、この両書簡において異同があるものなりや、ないものなりや。政府はこの両書簡を研究せられまして、警察の根本觀念については、かわりがないと理解されるのであるか、マツカーサー司令官の意思がかわつたと解釈されるのであるかを、まず承りたいと存するのであります。

○大橋國務大臣

警察の根本觀念につきましましては、二十二年九月十六日の書簡に示された根本觀念も、また七月八日の書簡に示された根本觀念も、同様に私どもは考えます。

○猪俣委員

しからば今回國家警察予備隊なる構想が書簡に指示されたのであります。この國家警察予備隊なるものも、警察であることにかわりないのであるか、あるいはこれは警察と違つた一種の軍隊であるのか、その御答弁を願いたいと思ひます。

○大橋國務大臣

國家予備隊と仮稱しておられます七月八日の書面に示されております警察力も、やはり警察である、かように觀念いたしております。

○猪俣委員

もし昭和二十二年九月十六日のマツカーサーの書簡の精神と、本年の七月八日のマツカーサーの書簡の精神とが、警察の根本觀念において違つた、今回の國警予備隊がすなわち警察であるといふことにはいたします。と、政府の構想なりとして新聞紙上に伝えられるところに、われわれはなほ疑念を持つに至るのであります。たとへば昭和二十二年九月十六日のマツカーサー書簡、これによりますと、これは非常に長文のものであります。けれども、もちろん政府におかれましても十分御研究のことだと思ひますけれども、念のために私はこれをもちよつと読んでみたい。政府の発表せられるところの今回の警察機構といふものは、この書簡の精神とあまりにか離れてゐるのではないかという感じがするものであります。たとへばかうな書簡の文句がある。「一般大衆の統制外に立つ行政長官を長とする、高度に中央集權化された警察官僚を配置し、これを維持することは、日本の封建的過去においてさうであつたように、

近代全体主義独裁制の顯著な特徴である。戦前十箇年間、日本の軍閥の最も強大なる武器は中央政府が、都道府県庁をも含めて、行使した思想警察及び憲兵隊に對する絶対的な權力である。これらの手段を通じて、軍は政治的スパイ網を張り、言論、集會の自由さらに思想の自由まで彈圧し、非道の圧制によつて個人の尊嚴を墮落させるに至つたのである。日本はかくてまづたく警察國家であつた。」かように、このマ書簡の根本精神は、一言にして盡すならば、日本在來の警察國家の中枢をつきましまして、その弊は、いわゆる中央集權的なところにあるといふことをこの書簡の至るところで表わしてありまして、今読み上げましたものも、その一節であります。かように日本の警察國家の弊害のよつて來る根源が、中央集權的な制度にあることを看破せられておるのであります。さうしてこれを是正して、民主的警察行政を確立すべきいろ／＼な法案が出ておるのであります。が、なお國家公安委員會に對しまする構想といはしまして、「中央に於ける適當なる機關は、内閣に直屬する公安委員會を設け、その委員には警察官または官吏の經歷を有しない五名の委員で構成すべきものと信ずる。右委員は總理大臣が議會の同意を得て、任命し、一定年数の期間在職するものとす。」さういふ文句がありま

○大橋國務大臣

私どもは二十二年の九月十六日に示されました警察制度の根本精神と、また七月八日の書簡に現われまして警察の根本精神は、それが

○猪俣委員

を、この警察民主化の一つの構想として指示されておるのであります。なおまた最後にさういふ文句もある。「右と關連して銘記すべきことは、民主的社會に於いて公安の維持をつかさどる警察力といふものは、究極において、上から課せられた人民に對する抑圧的統制をもつてしては、その最大限の力を發揮し得るものではなく、かえつて人民の公僕として、また人民に直接責任を負ふといふ關係において、初めて無限の力を得るといふことである。かくすることによつて、またさうすることによつてのみ、人民自身の法律執行機關としての警察に對し、信頼と生みの親としての誇りを感じしめ、これを通じて人民の法規に對する尊重の念を助長することができるのである。」かようにしてこの中に明白に指示されておるのであります。この書簡の精神が警察の根本觀念として、今日においても法務總裁の答弁のように、これがかわつておらないといふことに相なります。ならば、今回の國家予備隊の構想なりとして伝えられるものは、根本的にこの書簡の精神とは違つておる。従つて現行法の警察法とまつたく背馳した根本觀念に立つことに相なるのであります。が、この点についての法務總裁の所懷をお聞きいたしたいと存するのであります。

○大橋國務大臣

私どもは二十二年の九月十六日に示されました警察制度の根本精神と、また七月八日の書簡に現われまして警察の根本精神は、それが

○猪俣委員

を、この警察民主化の一つの構想として指示されておるのであります。なおまた最後にさういふ文句もある。「右と關連して銘記すべきことは、民主的社會に於いて公安の維持をつかさどる警察力といふものは、究極において、上から課せられた人民に對する抑圧的統制をもつてしては、その最大限の力を發揮し得るものではなく、かえつて人民の公僕として、また人民に直接責任を負ふといふ關係において、初めて無限の力を得るといふことである。かくすることによつて、またさうすることによつてのみ、人民自身の法律執行機關としての警察に對し、信頼と生みの親としての誇りを感じしめ、これを通じて人民の法規に對する尊重の念を助長することができるのである。」かようにしてこの中に明白に指示されておるのであります。この書簡の精神が警察の根本觀念として、今日においても法務總裁の答弁のように、これがかわつておらないといふことに相なります。ならば、今回の國家予備隊の構想なりとして伝えられるものは、根本的にこの書簡の精神とは違つておる。従つて現行法の警察法とまつたく背馳した根本觀念に立つことに相なるのであります。が、この点についての法務總裁の所懷をお聞きいたしたいと存するのであります。

○大橋國務大臣

私どもは二十二年の九月十六日に示されました警察制度の根本精神と、また七月八日の書簡に現われまして警察の根本精神は、それが

○猪俣委員

を、この警察民主化の一つの構想として指示されておるのであります。なおまた最後にさういふ文句もある。「右と關連して銘記すべきことは、民主的社會に於いて公安の維持をつかさどる警察力といふものは、究極において、上から課せられた人民に對する抑圧的統制をもつてしては、その最大限の力を發揮し得るものではなく、かえつて人民の公僕として、また人民に直接責任を負ふといふ關係において、初めて無限の力を得るといふことである。かくすることによつて、またさうすることによつてのみ、人民自身の法律執行機關としての警察に對し、信頼と生みの親としての誇りを感じしめ、これを通じて人民の法規に對する尊重の念を助長することができるのである。」かようにしてこの中に明白に指示されておるのであります。この書簡の精神が警察の根本觀念として、今日においても法務總裁の答弁のように、これがかわつておらないといふことに相なります。ならば、今回の國家予備隊の構想なりとして伝えられるものは、根本的にこの書簡の精神とは違つておる。従つて現行法の警察法とまつたく背馳した根本觀念に立つことに相なるのであります。が、この点についての法務總裁の所懷をお聞きいたしたいと存するのであります。

警察であるという点において何ら差異はない、かように考へております。

○猪俣委員 ちよつと説明がよくわからぬのですが、この書簡の根本精神は、中央集権的な警察制度というものの対して、これを鋭く指摘してあることは、私が今読み上げた文句だけでもわかる。他にまた長文の書簡の中に至るところ、この精神が現れておる。これが日本の警察の現行法の冒頭の文句になつておるいわゆる警察の民主化、地方自治体の自治行政化ということに對して、この二つの中心命題のもとに、この警察法の全精神が貫かれておることは法務総裁も御存じだと思ふ。

今回の警察予備隊におきましては、専門に管理いたします国務大臣を置いて、その下に本部長官を置いて、これを内閣に直屬さす、しかも御承知の通り現行は十二万五千人、国家地方警察は三万しかない。この国家地方警察三万の倍以上の七万五千というものを内閣の直屬下に置くというように、しかも公安委員会というような構想も何もなし、しかもきよりの新聞あたりを見ますと、その本部長官に予定せられておる者は皆古い内務官僚である。なおまた部長級なんかも旧内務官僚からとるといふようなこと、しかもまたその警察官として応募する者の中には、昔の兵隊上りの人間が多数おるといふことも想像される。一体かような警察官、しかも軽火器、装甲車までも整備せるといふ警察官、これはこの中央集権を極度に排斥いたしましたところのマ書簡の根本精神と、対立しておるものだと考へるのでありますが、これに對する私は法務総裁の答弁を要求したのであります。しかるにそのお答

えはつきりしないのであります。今政府の発表せられておるところの国家警察予備隊の構想なるものが、はたして真なりとするならば、このマツカーサー書簡の中央集権の制度を打破し、公安委員会において運営をはかるといふ警察民主化の根本精神と、いかにしてこれがマツカーサーのものであるか、順応するものであるか、再度当局の御説明をお願いしたいと思います。

○大橋國務大臣 まずお断り申し上げておきますが、政府は警察予備隊の構想に關しまして、いまだ何ら発表したことはございせん。それから装甲車その他の装備について発表があつたというお話もございせんが、これまた同様に、今日決定いたしました問題でないということをお断りいたしておきます。

次にただいま猪俣君から現行警察法において中央集権を排除しておるにもかかわらず、このたびの警察予備隊は中央集権的になるではないか、これはすなわち今日の警察法の根本精神に背反するものではないか、こういう御質問であつたのでございせん。しかしながらこのたびの警察予備隊の創設ということは、現行の警察法に對しては、何らの変更を加へるものではないのであります。すなわち国家地方警察にいたしまして、また自治体警察にいたしまして、これが日本の現行の警察制度の根本として、引續き存続するものであることはもとより申すまでもないことでありまして、このたびの警察予備隊の創設というものは、ただこれら基本的な警察力の欠陥を補うための補充的なものである、その將來の機構その他におきまして、中央集権的

な構想が盛られると仮定いたしました。それは現行のわが警察制度の根本であり、すなわち現在の地方警察、及び国家警察に對するまづたく補充的な制度である、すなわち現在の制度を根本的にかえようという性質を持つものではないといふことを御了解願いたいのであります。

○猪俣委員 私は、第一の質問といたしましては、この国家警察予備隊の編成構想が、中央集権的な構想に新聞に報道される——法務総裁がそれは正式に発表してないのだとおつしやられればそれでよろしいのですが、しからば私どもはなお御注文申し上げたい、その意味において今質問しているのではありません。警察法を云々言つておるのではない。昭和二十二年九月十六日のマツカーサー書簡の、警察に關する中央集権制度の打破という精神と、どういふ関連を持つものであるか、今までの自治体警察、地方警察を廃止するとか何にかいふことの質問ではない。あなたに言わせれば、その上に新たに設けられる警察に違ひないのだといふことであるから、しからば警察の根本理念として指示されておられますところの昭和二十二年九月十六日の、中央集権打破のマツカーサーの根本精神と、これはどういふふうに関連するのであるかの質問をしては、警察法云々と言つては、私に質問しようとしたのであります。私が次に質問しようとしたのであります。それは団体等規正令に關する質問と関連がありますので、この中央集権打破のマツカーサーの書簡なるものが、現在も生きておつて、国家警察予備隊といふものも警察である以上は、この精神

によつて貫かれなければならぬのじやないかといふことの質問を申し上げてゐる。どうもその点についての御答弁がない。

なおこの構想については、まだ発表しておらぬといふのであります。どうもその点についても私はわからないのである。しからば新聞の今までの報道というものはみな新聞記者の想像で書いたものであるか、あるいはあなただけの官房長官なりが、その資格において公式に新聞記者に発表したものであるか、それを承りたいと思ふのであります。

○大橋國務大臣 政府といたしましては、何ら公式に発表いたしましたことはございせん。

○猪俣委員 今の中央集権制度打破の精神と、今度設けようとするところの国家警察予備隊との警察の根本理念に關して、どう調節するのであるかのお答えをお願いしたいと思います。今まで発表された構想を私は政府の構想なりといふ先入観念から質問しておるから、こういう質問になるのであります。まだ構想がきまつておらない、マ書簡の線に沿つて、昭和二十二年九月十六日のあの中央集権打破の根本精神に従つて、新たな国家警察予備隊を組織するのだといふことになれば、それはそれでいいのであります。私は、中央集権的な機構のように新聞に発表されておるから、質問しておるのではありません。質問しては、お答え願ひたいと思ふのであります。

○大橋國務大臣 ただいま猪俣君のお述べになりました通り、政府においては、せつかく関係当局と緊密なる連絡のもとに、構想を固めつつあるところ

であります。従ひましてこの構想として具体化されますものは、ひとり本年七月八日の書簡の精神に従ふものであるばかりでなく、二十二年九月十六日の書簡の精神に適合するものとなるであらうといふ予想をいたしております。

○猪俣委員 そうしますと、はなはだ私どもは奇怪に存するのであります。もう警察予備隊の問題が毎日の新聞に出ておつて、そしてその本部長と申しますか、隊長と申しますか、香川県知事の増原という人が承諾した。あるいは労働省の次官の江口という人が承諾したといふようなことまで、新聞に発表せられておるのであります。また本日の新聞を見るならば、大橋法務総裁がなるか、あるいは官房長官がなるか、あるいは増原氏自身を国務大臣に昇格せしめるか、さうなことに關して今構想を練つておるといふような記事まで出ておるのであります。そのうすところの国家警察予備隊の構想といふものについては、ほぼ輪郭が明らかになつて来ておると思ふのであります。これは法務総裁あるいは官房長官が個人の私観をまじえたことを新聞社に発表になつたのであるか。あるいは現段階における閣議の大体の構想を、その資格において発表されたといふことになるのであるか。あるいはまたつた新聞記者がいかにけんの創作をしたのであるか、それについて発表願ひたい。これを私どもが執拗に御質問申し上げるゆゑんのものは、この構想いかんによりましては、われわれといひましたも多大の研究を要するのであるし、また一般の國民といたしましても、多大の関心を持つことに相なる

○大橋國務大臣 警察予備隊の具体化につきましては、ただいま政府といたしましては、この具体化の準備に当るべき人を選考いたしておるところであります。従いまして今後関係当局と十分な連絡をとりまして、この具体化に努力をいたすということに相成なるものであります。講想といたしましては、今後の研究にまつと申し上げるほかはないと存じます。

それからただいまあわせて猪俣君から、現在の新聞の記事はどういうところから来ておるかということでありすが、これは私としてはお答え申し上げます。げかねるところでございます。

○猪俣委員　どうも大橋法務総裁は俗人になつたとたんに口が重くなつたやうな気がいたします。あなた自身がしゃべつたことを答弁ができないといふばかな話はないと思う。あなたが言つたなら、言つたと言えはいじやないですか。しかしあなたの立場もありましようから、それはそれでやめておきます。

そこで今の大橋法務総裁の全答弁を把握いたしますと、今度の国家警察予備隊に關する構想は、まだ正式に閣議で決定しておらず、ただその準備のための用意をしているにすぎない。しかしながらやはり昭和二十二年九月十一日の中央集権制度打破のマツカーサー元帥の書簡が現在も生きているので、つて、決して本年の七月八日のマ署館は警察の根本理念について違つておらぬという御答弁だけははつきりしてゐると思ひますし、あなたも内閣の法律

ざる、必要がないというような批判を受ける場合、あるいはまた先ほどの質問の趣旨のように、これを内閣直属の警察隊にしてはいけない、中央集権制度はいけないというようなことをもつて、この政令を批判したり、あるいはまたこの予算措置に対しまして、公債の償還費から計上することは不都合な償還費は生産金融にまわさるべきものであつて、かような警察の維持費というがごとき純消費金融に、この公債償還費をさいてまわすことは正當であるという趣旨を述べた場合

○佐藤(達)政府委員 総裁は詳しいことをおつしやいましたけれども、結局ただいまお尋ねの点は、むしろ猪委員の方がお詳しいかと思ひます。猪委員に申しませうれば、ただいまお局になりました事例で、たとえば批判というお言葉がございましたけれども、その批判という現実の事態がどういうものであるかというような、具体的な事情にもよることでございます。うし、この二つの御指摘になりました。ポツダム勅令をかたわらにながめながら、現実に取りました具体的行為が

指令違反ということになるのかどう
というようなことだけは、基準を明
かにしておかなければ、その時が来
ればわからぬということせ、縛ら
てから皆さんがわかつたのでは、縛
れる人も迷惑であります。縛るの
かぬのか、それをあらかじめわれ
に示しておかないで、縛つてからゆ
くり考えようというので、ぶた箱に
れられてからでは迷惑である。昔の
高警察はよくやつた。つかまえてお
てから調べようというのである。そ
ではいかぬ。あなた方は今日警弁が

えまして質問いたします。このマ書館は指令であり、これを政府はボツダム政令によつて処理しようという根本態度のように見受けられるのであります。そこで私はこのマ書館が指令であります。そうしてこれを政令によつて施行するということになりますと、ここにいろ／＼質問申し上げて、法務総裁としての確固たる態度を示していただけ、たいことがあるのであります。それはいわゆる「昭和二十年勅令第五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く連合国占領軍の行政目的に背する行為に對する処罰案

あるいは中央集権的な国警予備隊、今までも政府の構想なりとして新聞に発表せられたこういう予備隊は軍隊化じやないか、かような内閣の私兵とも見られるような特殊な警察隊の組織には反対であるというようなことを言つた樺合、勅令三百十一号あるいは団体等増徴令第二條の違反に問われるべきものなりや。近ごろ相当言論その他の集会がきゆうくつになりまして、われ／＼また戦時中のような一種の強迫観念が出て来るのであります。こういう際ありますために、なお言論自由の見地から法務総裁の確固たる信念が聞きと

これのどれに該当するかということ
一々検討いたしましたせんと、抽象的に
答えることは、むしろ差控えた方
よいと思います。

○猪俣委員 法治国家におきまして、
そういう具体的なものを超えないと、
一々答弁できないようなものを存在
させておくことは、われ／＼安閑とし
ておれないことになる。しかもそれが
めの法治国家であります。一定の基
というものがなければならぬ。しか
具体的事実があつた場合に、いろ／
犯罪の内容、刑の量定ということとは
考えられることはありましようけれ

きなければ、明日でもよろしい。難
たる基準を示してもらつて、この程
のことはさようなことにならぬ。も
ろゝあなたのおつしやつたように、
たずらに反米的な、反占領軍的な思
を鼓吹せんがためにこの国警予備隊
度を批判するといふことが起ります
らば、それはまた問題である。それ
らばそのようにはつきり言つてもら
いたい。私もはいわゆる昭和二十二
九月十六日のマツカササ書簡、及
日本警察法の根本精神、これに照し
せまして、今度できる国家警察予備
の構想に對しまして、この精神から

占領目的を有する行為に及ぶ。この処置に關する勅令」これは勅令三百十一号です。以後三百十一号と申しますが、この三百十一号の第二條に、連合國最高司令官の日本帝國政府に対する指令の趣旨に反する行為、その指令を施行するため、日本帝國政府の発する法令に違反する行為、これが三百十一号違反だということになつて処罰せられることに相なつておる。そこでその筆致でありますが、たとへばこの國家警察予備隊七万五千名という人数に對し

かたは、新案の秘蔵を以て、
 いと申うのであります。以上私が申う
 上げましたような国家警察予備隊に
 する一般人の批判というものが、あ
 るた方が政令で出された場合には、こ
 れはマ司令官の指令に基く政令なるが
 えに政令違反である、こういうふう
 な取締りをなさることがありやなしや、
 この点について確たる御答弁を願ひ
 いたしますのであります。

○大橋國務大臣　ただいまの点につき
 ましては、法観意見長官からお話申

も、今私が質問したような事項についての個々の基準というものを示してかなければ、いつ何とぞわれ／＼はつばられるか、わけがわからぬ。そういう恐怖政治が現出するのであります。こういふ勅令三百十一号、あるは団体等規制令というものが存在しておる。その解釈にあたりまして、今つた現実の問題がある。いつ起るか、今のわからぬ問題じゃない。今日たゞいま私は批判をやつているのだから

判をした場合にどうかというのが、
の精神でありまして、いたずらに反
闘争にかりたてたり、あるいは反占
軍の宣伝をするために、これを例に
てとりあげるといふことではない。
の先ほどから質問しました趣旨にの
とつて、なお政府におきましてはま
その構想が十分にできあがつておら
というのでありますから、われ／＼
は輿論を喚起し、なお政府にも働き
けまして、そうしてこの本来の警察

の根本精神にたがわざるような警察隊
というものをつくつてもいい。こ
れは内外ひとしく、いかなる構想をも
つてこの警察隊ができておるか、場合
によりますれば、また日本は軍備をす
るのではないかという疑いも持たれて
おる今日におきまして、内外人の注目
するところでありまするがゆえに、十
分な批判を盡したいと思ひます。そ
ういふ立場におきまして、一体警察法の
精神から今度できる国家警察予備隊の
構想について批判することが、この勅
令三百一十一号あるいは団体等規正令二
条に違反するものなりやいなや、その
くらの限定せられたる前提のもと
に、違反するとかしないとか答弁して
いただかなければ、つかまえてからゆ
つくり調べるというやうなことはい
かぬと思うので、その点をほつきりさ
せてもらいたい。

○佐藤(達)政府委員 先ほどの言葉が
少し足りませんでしたために、大分お
しかりを受けた次第でございますが、
私の申しました趣旨は、批判と申しま
しても、その実態によつて、いろ／＼
なヴァリエイターがあるわけであ
ります。批判の中にも建設的な批判もあ
りますし、あるいは反抗的な批判
もあるわけでありま。その意味で、
具体的の場合につきまして、それが反
抗的なものであるという場合におきま
しては、これらの政令、勅令に抵触す
る危険があるというふうにお答え申し
上げた次第でございます。

○猪俣委員 どうも政府の答弁という
ものは曖昧模糊としておるから、私の
方から限定して質問いたします。しか
らば現行の警察法の精神あるいは昭和
二十二年九月十六日のマツカーサーの

書簡の精神に立脚いたしましたして、国家
警察予備隊のあり方について批判する
ことは、勅令三百一十一号あるいは団体
等規正令には、大体において違反しな
いという根本的態度、それを明らかに
してもらいたい。

○佐藤(達)政府委員 ただいま申し述
べました批判という言葉の含みまする中
で、反抗というやうなものに該当すれ
ばあふないというふうに考えます。
○猪俣委員 実はわかつたやうでわか
らぬ。(笑)これはもう少し具体的に
態度を当法務委員会なり、あるいは政
府の声明なりで明らかにしていただき
たい。かような注文を申し上げるのは、
実は民間におきましては、非常な一種
の圧迫感がひし／＼と出て来ておる。
これは朝鮮事変以来環境のしからしめ
るところでありましようが、何だかま
た東條軍閥時代に帰るのじやないかと
いう危惧の念がはなはだある。ことに
公安条例というやうなものが至るとこ
ろに強化せられまして、終戦前治安警
察法で取締つたよりもなお狭隘な、嚴
重な取締りが、自治条例の名において
出て来ておる。こういうことに対しま
しても、私は質問申し上げようと思つ
て用意をしておつたのでありますが、
私ばかり質問を独占してもいけません
から、その点につきましても後日に譲
ります。かようにいわゆる言論集
会その他のことが非常に狭められて来
ておつて、そこへ持つて来て団体等規
正令あるいは勅令三百一十一号という
やうな法規が厳存してある。一体どの
程度わ／＼はしやべることが自由にな
つたのであるか。はなはだきゆう／＼つ
な感じを持つて来ておるのでありま

す。そこでこの質問をしたのでありま
するから、どうかそういうことに対し
て、いさ／＼親切に、いさ／＼詳しく詳
細に、しかも法治国家であることを忘
れず、東條軍閥でない吉田内閣総理大
臣の内閣のもとであつたならば、その
精神にのつとまして、国民のいたず
らなる自由に対する萎縮心を一掃する
やう、私は希望申し上げまして、法務
総裁は十二時までということでありま
するし、それに私はこの国家警察の構
想について、実はもう少し論議したい
と思つて用意していたのであります。
けれども、まださつぱりきまつておら
ぬというやうな御答弁でありまするの
で、これ以上質問を申し上げまして
も、どうもそのれんに腕押しみたいなこ
とになりますから、この問題につき
ましては、これで私は打ち切ります。

○安部委員 世耕弘一君。御発言は
この国内治安問題に関連してですか。
○世耕委員 そうです。今の猪俣君か
らの御発言に関連して私は二、三
この間の本会議で質問したときの内容
に触れてちよつと説明を承りたいと思
ひます。この間の総理のお話では、七
万五千の増員と、海上保安隊員八千人
増員するということ言われておつた
が、これはもう数字は確定しておるの
でございますか。
○大橋國務大臣 数字は、書簡にす
でに示されております。

○世耕委員 私は実は数ばかりふや
しても、それに伴う装備がなかつたら何
にもならぬのじやないかと思う。この間
私が本会議で申しましたやうに、二尺
足らずのこん棒を振りまわしてみたと
ころで、はたして今後想像されるゲリ
ラ戦術や、その他の暴動に効果がある
かどうか。むしろ七万五千人の増員よ
りも、これを一万人にして、一万人に
完全な武装をさせた方がいゝのではな
いか、こういうふうな感じを持つので
す。それはなぜかと言へば、たとえば
話題になりました戦車、機関銃という
やうなものは、たまに使わなければ、
飯は食わぬ、月給もらぬ、装備だけ
しておいて、入り用なときに使う。と
ころが七万五千人の警察の人を使うと
いうことになれば、月給も拂わなけれ
ばならぬ、飯も食わさなければならぬ
ということになる、不経済だ。だから
武装するか増員するかということに、
大きな政策上の問題も、経済上の問題
も触れて来ると思うのであります。が、
その七万五千人を運用する上におい
て、予算がどうなつてゐるか。この間
大蔵大臣は予算を説明できぬなんと言
つたが、数が明示されておつて、予算
が説明できぬなんということは無責任
なことである。言にくいことがあれ
ばお尋ねしようとは思ひませんが、今
準備中である、折衝中であるというこ
とをお聞きする以上、その心構えがな
くして先方と御交渉なさることは、御
注意が肝要ではないかと考えるのであ
ります。この点のお心構えでよろし
うございませう。

○大橋國務大臣 まことにごもつとも
な御意見でございます。さやうな考
えをもちまして、今折衝中ございま
す。
○安部委員 栗木委員に伺います
が、関連ですが。
○栗木委員 関連質問です。お伺い
したいのですが、このマ書簡で、今
度の七万五千並びに八千人の増員とい
うことの構想が進められておるやうで

ありますが、この点につきまして連合
軍最高司令部側の発表を見ますと、日
本政府がかね／＼増員してもらいたい
という要請があつたのでこれを許可し
た、こういうやうに受取れるやうな発
表があつたやうに思ふのであります。
ところで官房長官の発表によります
と、警察を増強する権限を付与された
というやうにもなつておるのでありま
す。そこで第一に伺ひたいのは、これ
は日本政府のもう少し警察力を増強し
てもらいたいという要請に基いてこれ
が許可されたのか、それとも連合軍最
高司令部の判断によつて、増員しろと
いうことで増員するやうになつたの
か、この点のいきさつをまづ伺ひたい
と思ひます。

○大橋國務大臣 書簡に現われました
ところでは、日本政府の要請に基
いてこれを許可するということと示され
てございませぬ。
○栗木委員 だから私の方は、実質的
に一体日本政府の方が増強を要請し
て、そうしてどういふ結果になつたの
か、それとも連合軍最高司令部の判断
で増強するやうに指令して来たのか、
そのいきさつを伺ひたいのです。
○大橋國務大臣 ただいまお答え申し
上げた通りであります。
○栗木委員 どうもそつけない答弁で
わからないのですが、もう一回わかる
やうに説明してもらひたいのです。
○大橋國務大臣 元帥の書簡に現われ
ております限りにおきましては、日本
政府の要請に基いてこれが許可された
というやうな性質のものではない、こ
うお答え申し上げます。
○栗木委員 それでは伺ひますが、こ
れは猪俣委員の質問の中にあつたかも

けれども、今度できる——警察予備隊と仮称されておりますが、これは一体今ある警察法の適用を受けるのであります。受けたいのであります。

○大橋國務大臣 ただいまあります警察法は、現行の国家地方警察並びに自治体警察の運営に関する基本法であります。従いまして新たにつくらるべき警察予備隊につきましては、当然にこの警察法が適用あるものとは私は考えておりません。

○梨木委員 ところで、私の聞いたところでは、去る十六日の地方行政委員会におきましては、今度の警察法の増強の問題は、国内問題よりも国際情勢が、そういう増強の必要を起させるような原因となつておるのである、こういうふうには聞いておるのであります。ところが、この点は国内問題が重点なのか、最近の国際情勢からいたしまして、警察予備隊といふか、これをつくるようにしたのか、これをお伺いしたいと思ひます。

○大橋國務大臣 今日国内におきます治安の問題につきましては、いろいろ国際的な要因が非常に密接な関係にありますことは、御承知の通りであります。これらを含めまして、国内の今日の実情を基礎にして、かような制度の新設が必要になつたものと私は了解いたしております。

○梨木委員 そういたしますと、今度できる警察隊といふものは——憲法第九條からいたしますと、警察といふものは国内治安に当るのが警察本来の目的であります。これが国際的な紛争解決の手段——そこまで行かないまでも、警察隊といふものが一つのそういう国際的な紛争を解決する一つの威嚇

だとか、あるいはその手段的に使われるといふことになりましますならば、これは警察の領域を出まして、明らかに軍隊といふことになりはしないかと思ひます。この点憲法との振合いはどういふことになるのか、それを伺ひたい。

○大橋國務大臣 梨木君の言われます通り、この警察予備隊の創設は、国内における治安を自己を目的としたものであり、またその範囲に嚴重に限られたものである、こう私は考へるのであります。

○梨木委員 今の御答弁でちよつと私は納得が行かないのであります。私の疑問に思ふのは、国際的なもの、この要因が含まれて、今度の警察法の強化の問題が起つて来たといふことになれば、何か国際的な問題を処理するための手段にこれが供せられるといふことになると、これはどうも第九條で戦争を放棄しておるこの憲法の趣旨から行かして、どうも背反するよう思ふのであります。

この点と、もう一つ伺ひたいのは、それではこの警察隊といふものは、自衛権の意味も含まれておるのかどうか。これをあわせてお伺ひいたします。

○大橋國務大臣 私の説明が不十分であります。梨木君の誤解を生じたものと存じますが、このたびの警察予備隊はあくまでも国内治安問題だけに要因を持ち、またそれだけを目的として創設せられるものであります。国際的な環境を云々いたしましたのは、今日の国内の治安は国内の事情だけではきまつて来ない。いろいろ国際的なできごとがありましますと、これが必ず国内

に波及いたしまして、いろいろ国内の治安に影響を受けて来る場合もある。そういう場合も含めまして、日本の現在の国内治安の実情に即応して、この創設が必要となつたものである、こういう意味でお答えいたしましたわけでありまします。すなわちあくまでもその目的は国内治安でありまして、国際的な問題をこの警察隊によつて処理するといふような性質のものでは断じてありません。

次に自衛権が日本においてかりに行使されるような場合に、この警察隊がどうなるかというお問いでございませう。これもただいま申し上げたところによつて御了承願ひたいと存じます。

○梨木委員 それでは自衛権的な趣旨でこの警察隊の増強をしたものではないと、こう承つてよろしいのでしようか。

○大橋國務大臣 さうでございませう。

○梨木委員 それではその次にお伺ひいたしますが、今度新しくできる警察隊といふのは、これはポツダム政令で出されるということに承つておるのであります。ポツダム政令といふのは、これは私たちの承知しているところでは、とにかく憲法を超越したものと理解しておるのであります。ポツダム政令五百四十二号、連合軍最高司令官の指令に基いてこれを実施するため、このポツダム政令といふのが出て来る、こういうことに私は了解しておるのであります。そのポツダム政令で今度の警察隊の機構並びに予算を組むといふことになれば、これは憲法以上の官庁ができるということに論理的にはなると思ひますが、さうに了解

してよろしいかどうか。

○大橋國務大臣 いわゆるポツダム政令と申しますものは、現行憲法の際に国会の協賛を得て制定いたしました昭和二十二年四月十八日法律第七十二号日本国憲法施行の際に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律、この第一条の二によりまして、その効力が法律と同様に認められておるわけでありまします。これは現行憲法のもとにおいて、法律の基礎によつて存続しておるものである。かようにお考えを願ひたい。

○梨木委員 このポツダム政令五百四十二号が現行憲法のもとにおいても有効なものであるかどうかについて、私は反対の見解をとつておるのであります。この点は見解の相違であります。しかし以上は論を進めませんが、しかしさういふことはあるわけなのであります。今法務総裁の見解では、ポツダム政令五百四十二号といふものは、現行憲法のもとにおいても有効だとおつしやるのであります。しかし私は反対の見解をとるのであります。それはともかくといたしまして、現行憲法のもとにおいても連合軍最高司令官から指令が参ります。その指令が出て参つた場合におきまして、現在の日本の憲法のもとにおいては、どうして有効に存在し得ないような指令が来ることもあり得ると思ひます。その場合、その場合におきまして一体そういう指令をどういふようにして国内的に有効に法制化して行くのか、これをお伺ひいたしたいのであります。もつと明確にしますと、こういうことな

百四十二号は現行憲法のもとにおいても有効だ、こうおつしやるが、私はこれは有効ではなくて、実は連合軍最高司令官からいろいろ指令が出て来る、この指令が出て来た場合、これはどうしても政府としては実行しなければならぬ、その場合には憲法以上のことでも施行しなければならぬ、そういう事態が出て来るわけですね。その場合の必要に応じて、このポツダム政令五百四十二号といふものは憲法以上の一つの存在として出て来ておるのじやないかと思ひます。だからその私の立論の上に立つて、今ポツダム政令でやりなるといふことになれば、これは憲法以上の機関をつくることになりはしないかといふことを伺つたわけなのであります。

○大橋國務大臣 理論上の問題といたしましては、いわゆるポツダム政令といふものは憲法上の制度でございませう。これをもちつて憲法違反の実質を持つた規定をつくるということでは、今日の憲法上考えられないことではあります。また連合軍最高司令官の命令は、何人も従わなければならぬ憲法以上の力を持つものではないかといふお話、これも理論上にはさう考へられませう。そして、もしかりに憲法と実質的に背反するような指令が来た場合にはどうするか。これはただいままでのところ、さういふ実例は幸いにしてございませぬ。今後さういふ実例があつたらうとするかといふことにつきましては、これは仮定の質問として、この際お答えを差控へさせていただきます。

○猪俣委員 まだ警察予備隊の構想がきまつておらぬというお説であります。それから、私ども議員の一人として注

文申し上げるのではありませんが、七万五千人の増員については私も反対はいたしません。ただし現行の警察法によらざる特別な警察隊をつくるという事は、私どもとしては反対なのであります。地方警察の三万を増員することによつて十分目的を達せられるのではない。なぜならば非常事態の宣言を発しますならば、全警察が内閣総理大臣の指揮命令系統に入ることが今の警察法に規定されておる。そういう仕組みにおいて、しかるにこの警察法と別な、特別な警察隊なるものを政令によつてつくるというようなことは、どうもわれ／＼は解せない。もし一元的に警察力を発揮しなければならぬという要望がありますならば、そういう非常事態宣言を發して内閣総理大臣の麗下に置くことは可能になっておるこの警察法を除外して、別なものをつくらなければならぬいかなる理由があるのか、その点についてちよつと伺いたしたいと思います。

○大橋國務大臣 たいだいまの点は警察予備隊の制度の具体的な構想が明らかになつた後まで、お答えを保留させていただきます。

○猪俣委員 しかればこの点は法務總裁の言う通り、われ／＼の要望としてどうかそれを閣議に持ち込んで、さよう取扱いようにお願ひしたいのであります。警察法とまた別に警察隊をつくるというようなことは、内外の誤解をかもし出す有害無益な構想であらうと思うのでありますから、しかと法務總裁にお願ひいたします。

それからいま一つは、参議院におけるところの吉田総理大臣の答弁によりますと、共産軍に対抗するために警

察予備隊というものを置くのだというふうな答弁に相なつておるのであるが、共産軍という表現をしておる。共産党の内乱的蜂起という言葉じやない。共産軍に対抗する——今朝鮮があいり事態になつた、いつ何とき共産軍が日本に侵入しないとも限らぬ、それに対抗するために國警予備隊をつくるのだというふうな答弁をなさつておるのであります。しかれば一体共産軍というのはどういうことをいうのであるか。もし共産軍が軍隊組織で日本に入つて来た場合に、これと交戦をさせる意味で國家警察予備隊を置くのであるか。もし交戦をさせるのだとするならば、憲法第九条におきまして交戦権を否認しておるのと、いかに調和するものであるか、その点について伺いたい。

○大橋國務大臣 吉田総理大臣の御答弁のうちに共産軍という言葉がありましたが、私詳細に承知いたしてはおりません。この問題につきましては取調べの上お答え申し上げます。

○梨木委員 ポ政令で警察隊の機構などを出されるとおっしゃるのですが、そういうぐあいに承知しておるのであります。が、一体政令で出せるところまでマ書簡は指示しておるのであります。これは法律でやるか政令でやるかは、日本政府の自由によつておられるのか。これをひとつ伺つておきたい。

○大橋國務大臣 元帥の書簡自体の中から、明らかに政令でやるべきものなりというふうな文字上の表現はございせん。しかしながらこの書簡の意味をいかに解釈するかということにつきましては、司令部の關係当局の解釈に従わなければなりませんので、この点

は單に字句からだけでは申し上げかねるわけでありませう。

○梨木委員 そういたしますと、マ書簡の文面からは政令でやれということはいふかがないが、書簡全体から解釈して、そうすべきだといふふうになれういふように伺つたのですが、その解釈は、日本政府がこのマ書簡を見て、それによつてこれは政令で出すべきだ、こゝろ日本政府が解釈したのか、それとも連合國最高司令部の關係当局か、どちらがそう解釈したのか、それを明らかにしておいていただきたい。

○大橋國務大臣 すべて連合國關係の発令官憲が解釈の権限を持つておる建前になつております。

○梨木委員 その発令官憲が解釈権を持つておるといふのはわかりませう。それは一般命令でそうなつておるのであります。が、今度の場合もそう承つてよろしいのであります。

○大橋國務大臣 解釈につきましては、いかなる場合も同様の考え方をもちつて解釈せらるべきものであると思ひます。

○安部委員長 次に土地合帳法等の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑に入ります。さきに質疑の通告がありますので、通告順に許します。田万君。

○田万委員 私は家屋台帳法の改正について政府委員にお伺ひしたい。これは条文的な問題であります。新法にならんとするところの家屋台帳法の第三章雜則、第二十一条第二項の末端を拜見いたしますと、こゝろ規定があ

るのであります。「前項の規定による質問又は検査をなすときは、当該官吏は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない」とこの明文があるものであります。これは單なる文言にすぎないが、この法文はきわめて官僚的な法文になつておると思ふ。それはこの身分を示す証票を携帯することはいふところではございませうが、その次の文句で、関係人の請求がなければこれを呈示しなくてもよろしいといふふうに解されるのであります。私は常に法は常識的であり、また礼儀的なものでなければいかぬと考えておるのであります。たとえば他人の家に入つて行くのには、こちらから名をつて入つて行かなければならぬといふのは礼儀であると思ふ。向うから求められて初めて、私は何の何がであるかと名のること、は、きわめて民主的でなく、儀礼にも反すると思ふ。法律は儀礼を尊重する意味から、この条文は改正して、むしろ當然証票を関係人に呈示しなければならぬといふようにお改めになることが当然ではないかと考えるのであります。この点ひとつ御答弁をお願いいたします。

○村上政府委員 家屋台帳法第二十一条の第二項であります。これは現行家屋台帳法施行規則第十八条に規定した検査章携帯の規定を法律の方に規定いたしましたのであります。ただ現行法におきましては、検査章を携帯しなければならぬといふところまで規定してありまして、呈示しなければならぬといふ規定がないのであります。この法案におきましては、單に携帯するのみならず、もし要求があれば呈示しなければならぬと一步進めたつもりなのであります。

であります。むしろ検査に参りますときには、當時身分を示す証票を携帯すべきことは當然現行法通りですが、そのほかに要求があれば呈示しなければならぬといふ趣旨を規定したのであります。ただいま御指摘がありましたように、他人の家屋に入つて検査をし、氏名を明らかにし、また目的を明らかにすることが常識上当然であります。その点につきましては、運用上十分誤りのないよう指導したい、かように考えます。

○田万委員 たいだいまの御答弁でございませうが、なぜ私が申し上げたように、はつきりと、当然呈示しなければならぬといふふうにお考えになることができないのでございませうか、その点御答弁願ひたい。関係人の請求があつた場合には、これを呈示しなければならぬといふのでなくして、當然呈示しなければならぬといふふうにするに對しては、何か御議論があるように承れるのであります。その議論をひとつお聞かせ願ひたい。

○村上政府委員 「関係人の請求があるときは」といたしたのは、別段深い意味があるのではないのであります。なるべく呈示をしないようにといふつもりは毛頭ないのであります。関係人の方で別に証票を示してもらいたいという申出がなければ、必ずしも呈示しなくてもいいのではないかと、しかし常に携帯はしなければならぬといふことでは十分である、かように考えてこのように規定したのであります。

○田万委員 私いろいろ社会のお話を聞きますと、警察官にしても、税務官にしても、登記官にしても、いろ／＼

な事件が起きている。その原因はいろ
いるあろうが、特に犯罪を犯している
事犯について、身分のない者があつたか
も身分があるがとくにふれまわつて、
しかし実際それはにせの官吏だつた
たというふことがたくさんあるの
であります。そういうことからいって、
私はそういう間違つたことを起さない
ために、あらかじめ初からこつちが身
分の証明書を呈示してやることが、国
民に親切なゆえんではなからうか。開
かれなければ黙つてそのまま持つて帰
る。もしそれが問題になつた時分に、
どういふ結果になつて来るか。にせの
登記官あるいは税務署員、そういうこ
とを想像した場合に、みな個々の国民
の方が迷惑をこうむる。あらかじめは
つきり示しておけば、国民は安心して
捜査を受けることができる、検査を受
けることができると思ふのでありま
す。いわゆる官庁側からいへば検査権
といふことが、捜査権といふことが、一
つの権利として強く臨む。これに対し
て受ける方の側の非常な萎縮している
人間が、あなた身分証明書を保持して
るかといふことは、よほど性格の強い
人でなければ言われぬ。そういう点
から考へて、国民に親切な法律をつく
る、国民の法律という意味からいへば、
この身分証明なんかにしまして、当
然こちらから先に、私はこういう身分
の者で、こういうことで調べに来たの
だと言ふことが、私は最も礼儀的であ
り、常識的ではないかと思ふのであり
ます。あえて「関係人の請求があるとき
は、これを呈示しなければならぬ」と
というふうな駄文はこれから抹消して
しまつた方が、私は非常に感じのよい
法律ができると思ふ。

○村上政府委員 ただいま田万委員の
御意見のありました点は、運用上十分
気をつけて参りたいと存じます。法律
案といつたしましては、この程度で運用
に誤りなきを期し得るものと考えてお
ります。

○田万委員 私が申したように、初め
から関係人にこれを呈示しなければな
らないという規定に改めることにおい
て、何か大きな支障でもあると懸念さ
れることがあるのですか。

○村上政府委員 これは他の法令等に
あります例にならなかつたので、これ
を改めることによつて家屋台帳自身に
とだけだけの弊害を生ずるかと言われま
す、ただいまのところ、さほど具体
的にこういう場合に困るということも
申し上げかねるのであります。

○梨木委員 ちよつと今に關連して
……実はわれ／＼民間におりまして、
こういう規定のためにどういふ迷惑を
こうむつてゐるかと申しますと、これ
は上の方にゐられる役人の方はこれで
も、実際はこういふ条文を——身分を
示す証書を携帯しなければならぬ、
請求があれば呈示しなければならぬ、
い、こういう法律を民間の人は知つて
おらないのです。だから知つておれば、
それはある程度請求する人もあるのだ
すが、こういう規定があるといふこと
自体も知らない人は、これは請求もし
ないわけですから、だから法律の規定上
においては必ず当該官吏は身分を示す
証書を呈示して、そうして検査並びに
質問をしなければならぬという規定
にしておかなければ、これはこういう
規定があつても何にもなりません。実
際にはこういうことになるのです。こ

いう規定のあることを知らないのが一
般の国民なんです。この規定によ
つて弊害を除去しようとする目的は達
成できません。必ずしも、こういうぐ
あいの規定にならなければ、この規定
が少しも生かされて行かない。これが
実情です。この点特に実情にかながみ
まして、そういうぐあいに直す意思は
ありませんでしょうか。

○村上政府委員 先ほども田万委員に
申し上げました通り、御指摘の点は運
用上十分に留意いたすことにいたしま
して、法案をいたしましては、このま
まにいたしておきたい、かように考へ
るのであります。

○安部委員 ほかには質疑はございま
せんか。

○猪俣委員 私は第七国会におきまし
て、この法案が提案されましたとき
に質問したのでありますが、そのとき
ようど民事局長がお歸りになつたあと
か、おいでになられたために質問が留保
になつて、そのまま第七国会は終つた
のであります。そこでその点を、しり
切れとんばになつておりますからいま
一点御質問申し上げます。それは農地
調整法、あるいは自作農創設特別措置
法に基きましての自作農の創設に關し
まして、登記が非常に遅れてゐる。そ
れがためにいろいろの問題が起つてい
る。今またかような土地台帳法の一部
改正をやつて、なおその混乱を増すよ
うなことはないのか。さういふ
心配がないならば、その具体的所信を
お聞かせないのであります。

○村上政府委員 農地改革に伴います
農地の買収及び売渡しの登記の進行状
況について申し上げます。本年の
六月末現在におきまして、買収にかか

る農地の登記予定面積が百六十一万七
千九百四十二町歩になるのでありま
す。このうち本年六月末までに買収登
記が完了したものとしまして、ただいま
でに報告がありますのが、百五十二万
二千六百二十町歩でありまして、予定面
積の九四％に當るのであります。また
売渡しの方について申し上げますと、
登記の予定面積が同じく六月末現在に
おきまして百八十七万三千八百十二町歩
でありまして、これに對しまして同日
までに登記が完了したものとしまして、現
在までに報告を受けておりますのが百
五十八万九千七百三十町歩、すなわち
予定面積の八五％になつております。
買収及び売渡しの手続の進捗状況に比
較いたしますと、都道府県からの登記
の嘱託の出るのが非常に遅延いたしま
したために、自然登記も予定よりも大
分遅れまして、ことに昨年の暮れあた
りからここの春ごろにかけてまして、
登記の嘱託が一時に殺到いたしました
ために、一時嘱託件数の全部を即時に
さばいて行くということができなかつ
た状態があつたのであります。けれど
も、本年二月ごろからは逐次嘱託件数
のうち登記完了の件数が減少いたしま
して、本年六月末ごろには約二十三
万町歩、非常に少なくなつて参つたので
あります。今後の見通しについて申し
上げますと、ただいま申し上げました
ように、買収及び売渡しの登記の嘱託、
登記の完了の面積がさうに隔たり
が少なくなつて参りました。さからず
べて完結し得ると見てゐるのでありま
すが、今までのところ嘱託あるいは登
記の未完了の部分、これは各地の実情
を調べてみますと、耕地整理の完了し
ておらない土地、あるいは登記の前提

として土地の分合を要するものについ
て、分合の手続ができておらないとい
うようなことで、遅れてゐるように見
受けられるのであります。これらの
やや複雑な事件の処理のために、幾ら
か現在もまだ未完了の部分があるか
と思ひます。しかしながら、現在まで
の進捗状況がこのまま継続いたして参
りますならば、本年中には完了の域に
達するのではないかと考えられるのみ
ならず、全国的に申しますと、農地改
革に伴う登記所の事務負担というも
のは、非常に軽減して参つてゐるので
あります。まづたゞ完了した登記所も、
六月現在で二百四十箇所ばかりあるの
であります。この台帳事務を登記所に
引継いでやつて行けるかどうかといふ
お尋ねの点につきまして、予算の關係
とあわせて御説明申し上げます。いま
存じますが、台帳事務を登記所に移管
するといふことが、政府内部において
決定いたしましたのは、時期が非常に
遅れまして、その経費を今年度の法務
府の本予算案に計上することができな
かつたのであります。従ひまして登記
所の台帳事務処理の経費は予算に載つ
ておりませんし、また特別の増員の点
も考慮されてゐないのであります。し
かしながら、現在までのところ税務署
におきまして、台帳事務に従事してお
ります職員は、約三千余りでありま
す。そのうち賃賃価格の調査決定
の事務が省かれますので、登記所にそ
のすべての人員が必要というわけでも
ないのであります。登記所の職員とい
はしまして、農地改革登記事務処理
のために、約二千人近い増員が行われ
ておつたのであります。この登記が近
いうちに完了いたすことになりま

と、登記所も台帳事務を処理するため
の相当の余力を持つことになるのであ
る。かりに八月に移管を受けるとい
たとしても、さほどの支障なくやつて
行けるのではないかと考えているので
あります。もつとも土地台帳及び家屋
台帳の事務を完全に遂行いたしますた
めには、この人員だけでは不十分であ
りまして、二十六年の予算には相当
数の増員を必要とすると考えておる次
第であります。なお台帳事務処理に要
します人件費以外の経費につきまし
て簡単に申し上げますと、これも先ほ
ど申し上げましたように、本年度の本
予算に計上されておりましたので、大
蔵省と打合せの結果、とりあえず登記
所費の項目をもちましてまかなうこと
にいたしました。不足を生じた場合に
は予備費なり、あるいは将来補正予算
を提出されるような場合がありましたら
ならば、そういう方面で十分御考慮を
お願いしたいと考えておるのであり
ます。

○猪俣委員 大体了承いたしました
が、前回提出せられました法案と、今
回提出せられました法案との間に二、
三相違点が出ておるのであります
が、ここに比較表もありませんけれども、
この理由につきまして簡単に御説明願
いたいと思います。

○村上政府委員 前国会におきまして
御審議を願いました案と、今回の法案
との相違点は四点あるものであります。
前回の委員会の期日にお配りいたしま
した新旧両案の相違点の対照表があり
ますので、ごらんを願いたいと思つて
おりますが、まず第一点は、土地台帳
法の第三条を改めたのであります。旧
案におきましては、土地台帳法の第三

条第二項各号の規定、すなわち第二種
として地方税を課せられない土地を
列挙しておりますところの、この第二
項各号の規定の内容については触れて
おらないのであります。つまり現行法
通りとしたしまして、その他のものは
最後の第七号の政令の中で規定する予
定であつたのであります。たとえば特
別市、特別区あるいは市町村組合の所
有する土地等につきましては、政令の
方における方針であつたのであります
が、今回の案におきましては、地方税
法案の三百四十八条の規定にできるだ
け形式を合せることにいたしましたし
て、政令で規定する予定でありましたもの
を法律の上に規定することにいたしま
した。その点の修正であります。

第二の点は、土地台帳法の四十三
条の規定であります。旧案におきま
しては、東京都の特別区の存する区域、
特別市または地方自治法百五十五条第
二項の市、すなわち東京以外の五大都
市であります。これにつきましては、
土地台帳法中市または市長に關する規
定は、特別区、行政区、区または区長
に適用することとした。通常
の場合市町村に備えつておることになつ
ておりましたところの土地台帳の副本
の備えつけ場所を特別区なり区に備え
つけること、また申告の經由機關も、
通常は市町村長であります。区長を
經由するといふふうになつておつたの
であります。改正案におきましては、
地方税法の七百三十四条の第二項に
よつて、これらの地域におきまして
は東京都または特別市自体が固定資
産税を課することになりますので、か
ような場合には土地台帳の副本、すな
わち地方税法の方ではこれが固定資産

台帳になるわけでありましたが、その
備えつけ場所等は、区よりも都なり特
別市の方がいいのではないかと、う
うな地方自治並びに東京都方面の意
見もありまして、その趣旨に改めるこ
とにいたしましたのであります。なお地方
税法の七百三十六条第一項によりま
す、例外的規定をいたしまして、都
条例の定めるところによつて、東京都
の特別区が区税として固定資産税を課
することができるところがあるのであり
ます。そういう場合には、台帳副本の
備えつけ場所等も東京都でなくて、区
の方が適當であらうということと、こ
の但書を設けたのであります。

第三の点は、第六条の規定であり
ます。第六条は民事訴訟法の整理の規
定であります。これは旧案にはなかつた
のであります。これは民事訴訟法の六百
四十三条第一項第三号を讀みますと、土
地に対する強制競売の申立て書には、
土地台帳に登録された賃賃価格を証す
べき証書を添付することになつており
ますけれども、地方税法が成立して
実施されまると、賃賃価格といふもの
がなくなりまして、この証書の添付に
關する規定が無意義になります。また
現行法の民事訴訟法六百四十三条に
は、家屋に対する強制競売の申立ての
場合には、かような規定が置かれてい
ないのであります。また実際の競売の
手続等も調査してみますと、これにか
わるべきものをつける必要もなからう
といふことでもありますので、六百四十
三条第一項第三号のうち、前回の案に
なかつた賃賃価格の箇所を整理するこ
とにいたしましたのであります。
第四の点は施行期日でありまして、
前回御審議を願いました案には、昭和

二十五年四月一日から施行するとなつ
ておりましたけれども、すでに御承知
のように、この法案は地方税法の規定
と不可分の關係にありますので、地方
税法の施行と同時にこの法律を施行す
ることが必要であらうと存じまして、
附則の第一項をかうに改めた次第で
あります。

○安部委員長 ほかに御質疑がないよ
うでありますから、本日はこの程度
といたしまして、次会に続行いたした
いと思ひます。次会は明二十一日午前
十時より開会いたします。案件は、法
律案と鉄道公安職員の職權等に関する
法律案起草に關する件であります。
本日はこれにて散会いたします。
午後零時三十五分散会